

秘密保全法に反対する愛知の会

申し合わせ事項

(名称)

1 この会は、「秘密保全法に反対する愛知の会」と称する。

(目的)

2 この会は、政府に、秘密保全法制の制定を、完全に断念させることを目的とする。

(会員)

3 秘密保全法に反対する意思をもって何らかの活動をする個人および団体で構成する。
会員は、個人1口1000円、団体1口3000円の会費を納めるものとする。

(会の運営等)

4 会の運営については、当面以下のように申し合わせる。
役員として 共同代表(2名)と事務局長1名および世話人数名をおき、代表と世話人で世話人会を構成する。
世話人の中から会計を選任する。
会の運営に関する決定は、世話人会及び会員メーリングリストをもってする。
会員メーリングリストは、当初参加者の他は、すでにメンバーとなっている者2名以上の推薦をもって登録する。
世話人会は、会員に対し、会の活動に関するニュースを、届けるものとする。
インターネット上
秘密保全法に反対する愛知の会ブログ
<http://nohimityu.exblog.jp/>
に可能な限り迅速に必要な記事を載せる。
紙媒体ニュース
適宜発行し、会員に送付する。

(連絡先)

5 この会の連絡先は
名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル
弁護士法人名古屋南部法律事務所気付 (濱藪)
電話 052-682-3211
とする。

附記:

(1) 2012年4月2日結成総会において、共同代表として 中谷雄二および本秀紀、事務局長として 濱藪将周を選任した。
(2) この申し合わせ事項は、2012年4月2日結成総会において、準備会から発案されたものを基に意見交換がなされた、それらの意見を勘案し、共同代表および事務局長の責任で、同年4月3日に確定したものである。